

## 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和6年8月16日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

### 1 募集する事項

#### (1) 対象施設及び対象業務

##### ア 対象施設

新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）

##### イ 対象業務

(7) 条例第2条各号に掲げる少年自然の家の事業の実施に関する業務

(4) 条例第3条に規定する使用の許可に関する業務

(9) 条例第4条に規定する許可の取消しに関する業務

(エ) 少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(オ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務

#### (2) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

管理運営実績について、令和10年度に外部委員会による評価を行った結果、支障がないと判断された場合は、指定期間を更に5年間延長する場合がある。

### 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）であることとし、個人での応募は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(9) 申請者及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係

電話 025-280-5617（直通）

(2) 募集要項の交付方法

新潟県教育庁生涯学習推進課で交付するほか、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

令和6年8月16日（金）から令和6年10月4日（金）午後5時まで

ただし、上記期間中に申請者が2者に達しない場合は、受付期間を延長する場合がある。

### 4 その他

(1) 失格

申請書等に虚偽の記載があった場合、本件募集要項において示した条件に明らかに反している場合及び審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。

(2) 指定管理者候補の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は、県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。